事故報告対応

報告対象事故		報告先
①死亡事故	利用者に関すること	【身体・知的・児童の場合】 障がい援護課　各援護係 ※当該利用者の支給決定をしている係に報告
②入院を要した事故 （持病による入院等は除く）		
③（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故		
④薬の誤与薬		【精神障がいの場合】 各保健センター ※当該利用者の支給決定をしている保健センター等に報告
⑤無断外出		

		施設の運営主体等	報告先
⑥感染症の発生	施設運営に関すること	区の指定管理施設 区が建物管理している施設 【身体・知的】	障がい福祉課 障がい施設支援係
⑦送迎車両の車内への利用者の置き去り事故			
⑧事件性のあるもの （職員による暴力事件等）			
⑨保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの		区の指定管理施設【精神】 精神障がいを主な対象 とする施設	中央本町地域・保健総合 支援課　精神保健係
⑩施設運営上の事故の発生 （不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出）			
⑪区市町村に虐待通報をした場合 （通報した内容等）		上記以外	障がい福祉課 障がい施策推進担当
⑫その他と区に報告の必要があると施設が判断したもの			